

平成 30 年 4 月 1 日以降の入札公告から
総合評価落札方式による入札において低入札価格調査制度を実施します。

1 概要

建設工事の総合評価落札方式による入札において、調査基準価格及び失格基準価格を設定し、総合評価点が最も高い者の入札価格が調査基準価格未満でかつ失格基準価格以上の価格（以下「調査対象価格」という。）の入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、その入札価格によって契約の内容に適合した履行がなされるか否かを調査するもの。

2 調査の基準等

(1) 調査対象工事

- ア 標準型
- イ 簡易型
- ウ 特別簡易型（数値的判断基準による判定まで。）

(2) 調査基準価格

調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とします。

- ア 直接工事費の額に 100 分の 97 を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額
- エ 一般管理費の額に 100 分の 55 を乗じて得た額

(3) 失格基準価格

失格基準価格は、調査基準価格に 100 分の 95 を乗じて得た額とします。失格基準価格に満たない価格をもって入札した者は失格とします。

(4) 数値的判断基準による判定

次に掲げるいずれかの基準に満たない価格により入札した者は、失格とします。

- ア 直接工事費の額の 100 分の 75 に相当する額を下回る場合。
- イ 共通仮設費の額の 100 分の 70 に相当する額を下回る場合。
- ウ 現場管理費の額の 100 分の 70 に相当する額を下回る場合。
- エ 一般管理費の額の 100 分の 50 に相当する額を下回る場合。

3 調査の流れ

- (1) 入札執行
- (2) 調査基準価格・失格基準価格・数値的判断基準による判定
- (3) 落札保留
- (4) 低入札価格調査の実施（標準型・簡易型に限る。）
 - ア 調査対象者へ資料提出通知
 - イ 調査対象者より資料受付（通知より3日間以内。）
- (5) 調査結果の取りまとめ
- (6) 落札決定・契約締結

4 調査項目

- | | |
|-----------------|---------------------------------|
| (1) 当該価格で入札した理由 | (10) 労務職員の具体的配置計画等 |
| (2) 地理的条件 | (11) 下請への発注予定 |
| (3) 施工体制 | (12) 過去に施工した工事 |
| (4) 工程 | (13) 安全管理の状況 |
| (5) 現在手持ち工事の状況 | (14) 経営状況及び信用状況 |
| (6) 手持ち資材の状況 | (15) 建設副産物の搬出予定 |
| (7) 資材購入予定 | (16) 共通仮設費、現場管理費及び
一般管理費等の内訳 |
| (8) 手持ち建設機材の状況 | (17) その他 |
| (9) 建設機材の借上げ予定 | |

5 低入札価格調査の対象となった者との契約の取扱い

- (1) 契約の保証金は、請負代金額の10分の2以上とします。
- (2) 専任の主任（監理）技術者の配置が義務づけられている工事において、主任（監理技術者とは別に、公告に明示した入札参加資格要件を満たす技術者（以下「増員配置技術者」という。）を、専任で1名現場に配置を求めることがあります。またこの場合において増員配置技術者が現場代理人を兼務することは認めません。
- (3) 契約が解除された場合等の違約金は、請負代金額の10分の2とします。

6 追跡調査

低入札価格調査となった者が契約の相手方となった場合は、調査内容と施工内容が一致するか確認するため、追跡調査を実施するものとします。

詳細については市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.morioka.iwate.jp/>

○問い合わせ先 盛岡市財政部 契約検査課 契約係 019-626-7516

